

1章 計画策定の目的・背景

1. 計画策定の目的・背景

栗原の美しく豊かな自然は、そこで生活する人々の清廉で穏やかな人間性により、人間と自然が共存する環境と風土を育みながら、先人のたゆまぬ努力により大切に保全されてきました。

栗原は、栗駒国定公園「栗駒山」を源とする迫川、二迫川、三迫川の迫川流域と金流川、小山田川等に沿って集落が形成され、農業を基幹として、商工業など種々の産業を発展させながら、健康で恵み豊かな環境の恩恵に浴してきました。

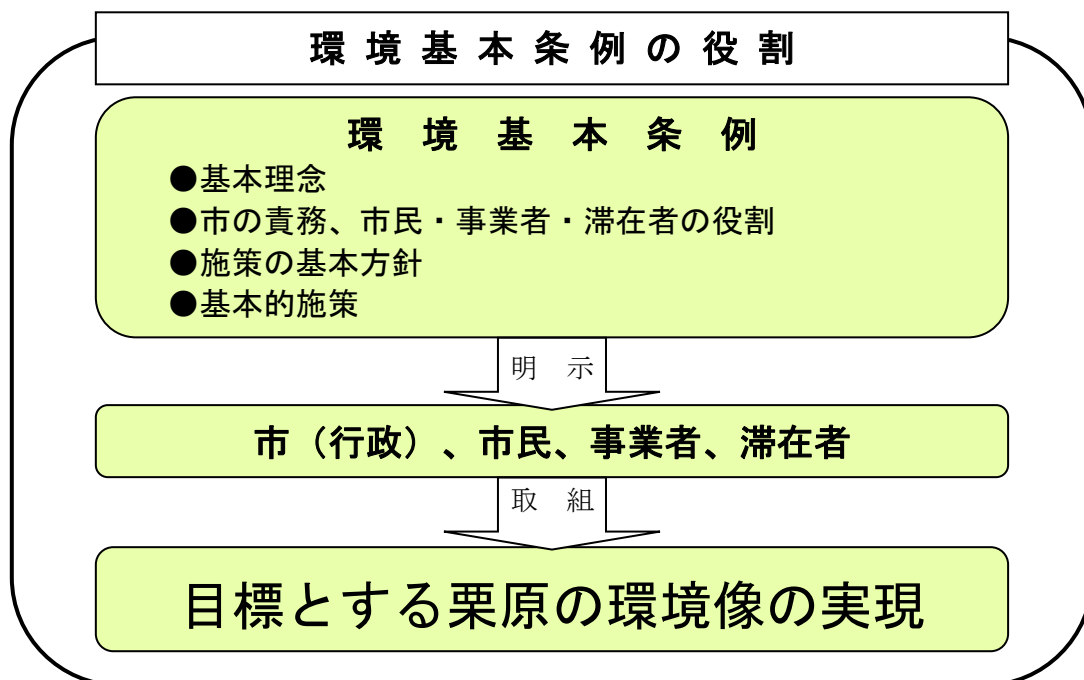
しかし、より豊かさを求める社会経済活動の飛躍的な発展は、限りある資源を大量に消費し、産業排水などによる河川の水質汚濁や土壌の汚染を招いています。

さらに、高速交通網の騒音などによる身近な環境問題は、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など自然の生態系や環境への悪影響など地球規模での拡大が懸念されています。

栗原には、ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、栗駒山の「世界谷地」などの保全を必要とする湖沼や湿原があります。さらには「ゲンジボタル発生地」、「アズマシクナゲ自生北限地帯」など生物学的に貴重で、観光的にも有益な多くの動植物が存在しており、これらの保護に取り組むことが必要となっています。

私たちは豊かで快適な環境の下、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守り、育てながら次世代へ継承する責務を負っています。

そのためには、このふるさと栗原の美しい環境のさらなる創造と環境にやさしい循環型地域社会の構築を一層推進させていくことが求められています。そのことが地球規模の環境を守ることであるとの認識を深め、ここに栗原の人と地球にやさしい環境の条例である「栗原市環境基本条例」を平成18年3月に制定し、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「栗原市環境基本計画」を策定しました。



2. 基本理念

栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために、栗原市環境基本条例では次に掲げる事項を基本理念としています。

～「栗原市環境基本条例」における基本理念（第3条）～

- **「継承」、「共生」**
健康で安全かつ安心な生活を営むことのできる人間と自然が共生できる環境を確保し、将来の世代に継承すること。
- **「参加」、「循環」**
環境制限の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行うこと。
- **「地球的・広域的取組」**
地球的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において、環境への負荷の低減を積極的に推進すること。



3. 市、市民、事業者、滞在者の責務・役割

栗原市環境基本条例では、市、市民、事業者、滞在者の責務・役割について以下のように示しています。

市の責務（第4条）

- ①市は、前条に定める基本理念にしたがい、環境を保全し、さらに未来の理想的な環境を創造していくため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- ②市は、市民や事業者及び滞在者の自主的な環境の保全及び創造への取り組みを支援する責務を有する。

市民の役割（第5条）

- ①市民は、基本理念にしたがい、日常生活の中で地域の人たちと協力しながら、環境への影響を少なくするように努め、循環型社会の実現に積極的に取り組み、市や事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対しても協力する役割を担うものとする。

事業者の役割（第6条）

- ①事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる役割を担うものとする。
- ②前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する役割を担うものとする。

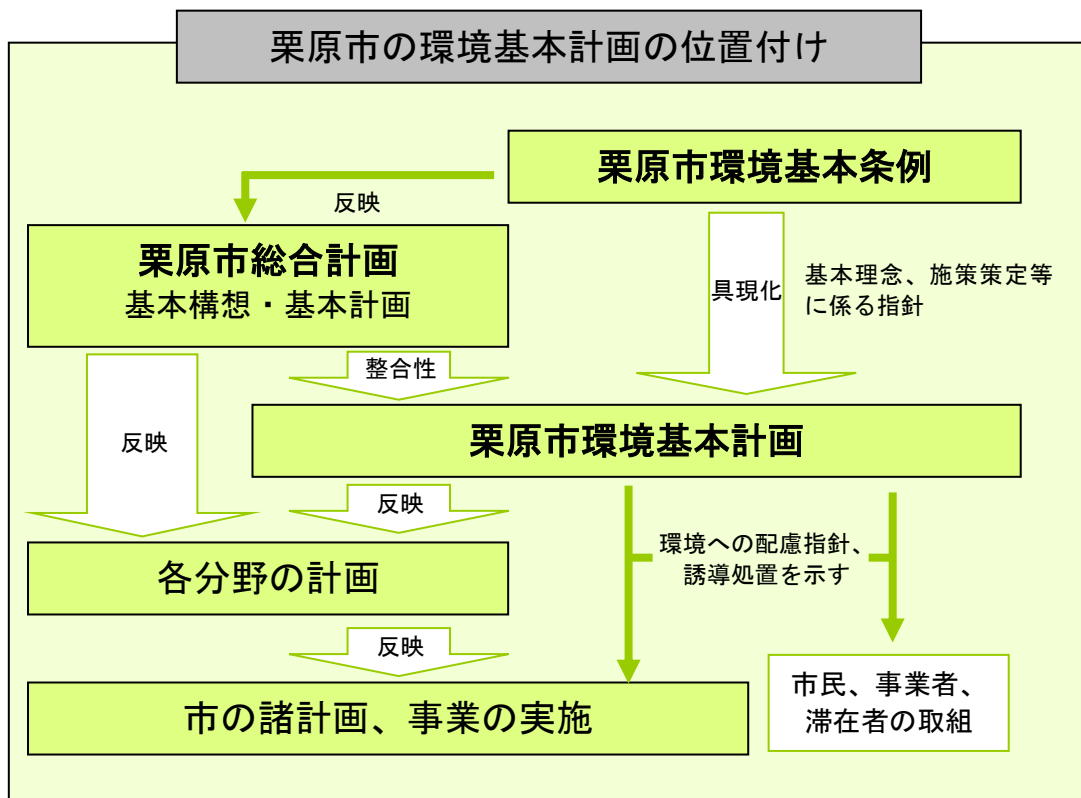
滞在者の役割（第7条）

- ①通勤、通学又は旅行などで栗原市に滞在する人々も、第5条に定める市民の役割に準じて良好な環境の保全及び創造に努める役割を担うものとする。

4. 計画の位置付け

栗原市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくものです。

平成18年度に策定された栗原市総合計画は栗原市環境基本条例を十分反映した計画となっていますが、栗原市環境基本条例の基本理念をさらに具現化していくことを目指して、本計画では、総合計画との整合性を図りながら下図のように栗原市のよりよいまちづくり、環境の保全及び創造の推進を図っていくものです。



5. 計画期間

計画の期間は、平成20年度～29年度までの10年間とします。

なお、環境や社会情勢の変化、計画の進行状況に対応するために、必要に応じ計画を見直します。

計画の目標年次 平成29年度

6. 計画の対象範囲

計画策定において、対象とする地域については栗原市全域とし、対象とする環境については、自然環境や生活環境、地球環境とします。

環境区分	具体的な対象
自然環境	森林、緑地、農地及び水環境、多様な自然環境、野生動植物の種の保存、その他生物の多様性の確保
生活環境 (公害)	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少

※栗原市環境基本条例より環境の対象を抜粋

●計画の実施主体（対象者）：市、市民、事業者、滞在者

市：行政

市民：栗原市民

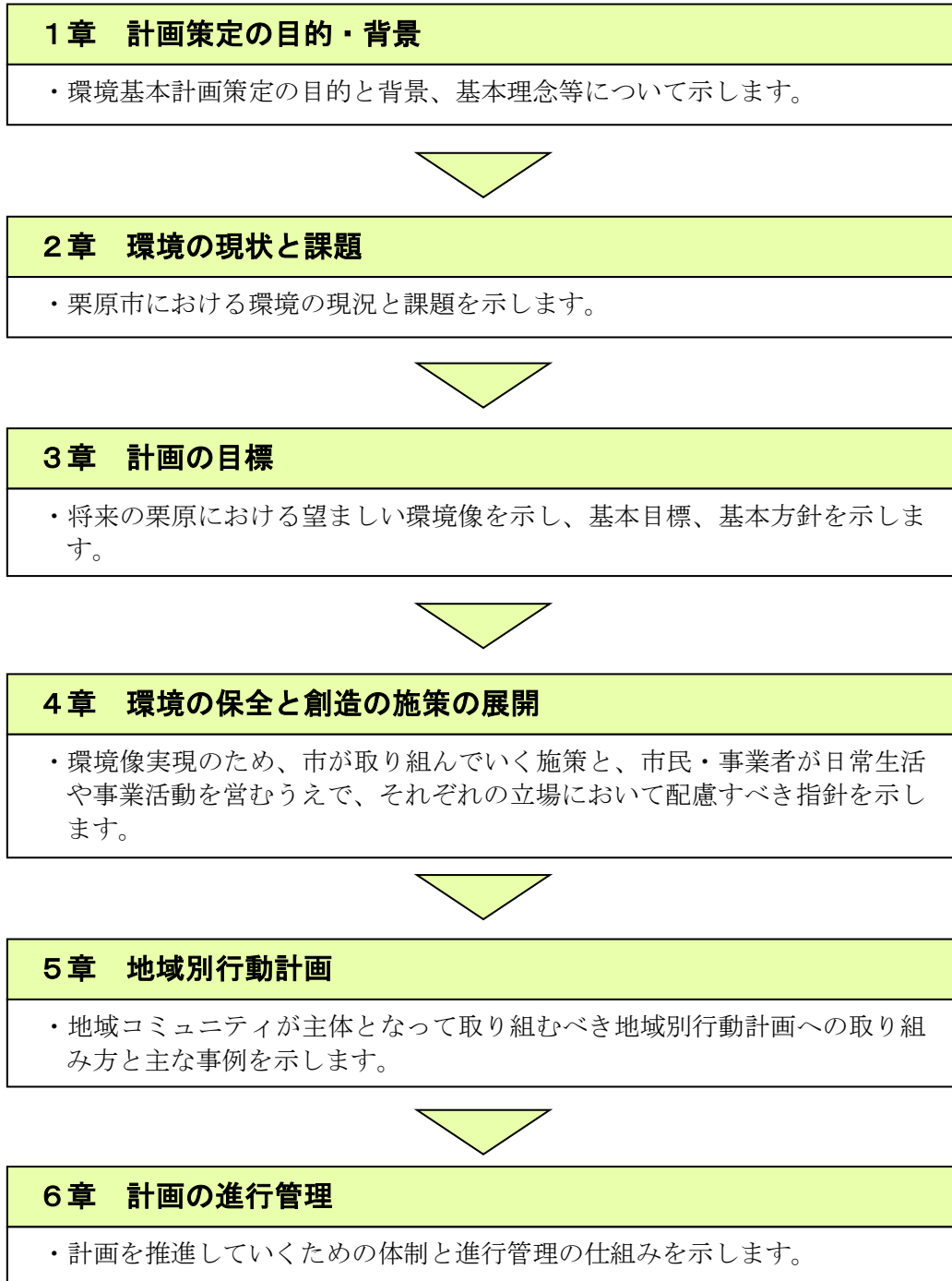
事業者：栗原市内において、営利、非営利に関わらず事業を営む者

滞在者：通勤、通学又は旅行等で栗原市に滞在する者

7. 基本計画の構成

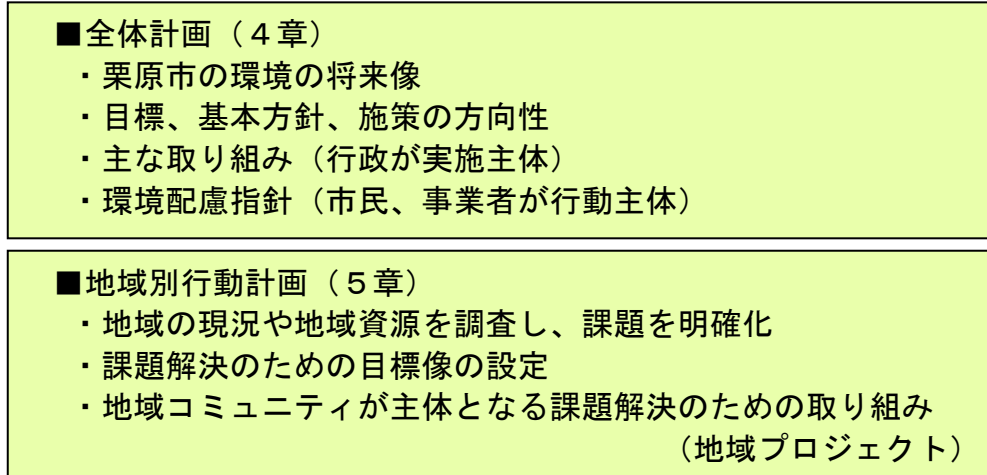
(1) 構成

この計画は以下のような構成となっています。



(2) 計画全体の考え方

本計画は、行政施策として取り組んでいく全体計画での取り組みと、地域住民が主体となって行動する地域別行動計画の取り組みに分けて整理しています。



3章から5章までの各計画の関連性は下図に示すとおりです。

